

■円滑な変更協議に資するため、直轄工事受注者（港湾空港関係）からの問合せや相談への対応を行う『**契約変更に関する相談窓口**』を本局（港湾空港部）に設置しました。

■相談窓口の対象工事は、港湾空港関連（本官・分任官）工事となり、妥当性に応じて契約変更へ反映します。

■問合せ・相談は、下記の問い合わせ先に連絡願います。

